

第2章

目指すべき環境の姿

1 | 國際社會及び國の動向

第二次多賀城市環境基本計画が策定されてから10年が経過し、その間に世界的な環境に関する動向や潮流が大きく変化しました。

その中でも「持続可能な開発」と「気候変動」に関しては世界的にも、我が国においても大きな転換が起こっています。

本計画においてもこれらの動向は特に重視して取り入れていく必要があります。

《持続可能な開発に関する動向》

年	出来事	内 容
2012	第四次環境基本計画策定(国)	我が国の環境に関する基本的な事項を取りまとめた計画
2015	持続可能な開発のための 2030アジェンダ(世界)	地球規模の環境の危機を反映し、17項目の持続可能な開発目標 (SDGs)を掲げる
	パリ協定締結(世界)	世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃未満に抑えること や、世界の温室効果ガス排出量を早急にピークアウトし、その後に急激 に削減することなどを世界的な目標とした新たな国際枠組み

持続可能な開発に関する動向では、2015年に「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」や「**パリ協定**」の採択など、多くの世界的な国際合意が行われた転換の1年となりました。

また、パリ協定の発効を受け、世界が「脱炭素社会」に向けシフトし、ESG投資*が拡がる中で、環境がキーワードとなった新たな文明社会を目指し、パラダイムシフト(大きく考え方を転換)することが求められています。

*ESG投資…環境、社会、ガバナンスに関する情報を考慮した投資。

《気候変動に関する動向》

年	出来事	内 容
1992	気候変動に関する国際連合枠組条約(世界)	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことに合意
2005	京都議定書採択(世界)	先進国に拘束力のある削減目標【2008年～2012年の5年間で、1990年に比べ温室効果ガスを日本は6%、EUは8%削減など】具体的な数値を明確に規定
2015	パリ協定締結(世界)	世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃未満に抑えることや、世界の温室効果ガス排出量を早急にピークアウトし、その後に急激に削減することなどを世界的な目標とした新たな国際枠組み
2016	地球温暖化対策計画策定(国)	我が国の温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年度比で26%減、2050年度までに80%減とする目標を定めた地球温暖化に関する総合計画を閣議決定
2018	気候変動適応法策定(国)	気候変動の影響に対応するためには、「緩和」による温室効果ガスの排出抑制等では困難であるため、気候変動の影響による被害回避・軽減対策である「適応」策を法的に位置づけ、推進する法律

1992年に気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことが合意され、2005年には先進国に拘束力のある削減目標を定め、具体的な数値目標を明確に規定しました。

2015年には新たな国際枠組みとして「**パリ協定**」が合意されました。

こうした世界的な動きから、我が国でも温室効果ガス排出量の削減目標を定め、また、気候変動の影響に対応するために、「緩和」策だけでは温室効果ガス排出抑制等は困難であり「適応」することが必要であることから、2018年(平成30年)に「**気候変動適応法**」を定めるなど、気候変動への影響に備えることとしています。

《国の環境基本計画の動向》

国は、環境政策の枠組みを構築するため、1993年(平成5年)11月に「**環境基本法**」を施行し、初めて、国全体の環境保全に関する施策の基本的な方向性を示す「**第一次環境基本計画**」を策定しました。

現在は、各地域がその特性を生かし、自立・分散型の社会形成等を目指すべき社会の姿とした「地域循環共生圏」の創造など、環境・経済・社会の統合的向上に取り組むため、2018年(平成30年)4月に「**第五次環境基本計画**」が閣議決定されました。

コラム

気候変動の「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、自然環境ばかりでなく私たち人間の暮らしや活動に深刻な影響を与えると予想されます。気温上昇による農作物の影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、自動車から排出される排ガス抑制や電灯のLED化などの温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これから時代は、気候変動が起こっても私たちの暮らしを可能な限り持続的なものになるように工夫する災害リスクを考慮した土地利用や住み方、熱中症に対する予防・対処法などの「適応策」が重要になってきます。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)HP

2 | 計画改定の新たな視点

本市では「多賀城市環境基本条例」に基づき、平成13年に策定した「第一次多賀城市環境基本計画」を継承する形で、次世代のより良好な環境の形成に向け総合的な環境施策の推進を目指すため、平成23年に「第二次多賀城市環境基本計画」を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により本市市域の約3分の1が浸水被害を受け、それにより発生した膨大な量の災害廃棄物の処理に長期間を要したため、第二次計画の施策推進が困難な状況となり、計画の評価にも至らないという結果になりました。

近年、令和元年台風第19号による浸水被害など、全国で豪雨被害が頻発しており、地球温暖化の影響が一因と考えられる激甚災害も深刻さを増しています。

今後、地球環境や社会情勢などは目まぐるしく変化していくことが予想されるため、市民、事業者、行政の各主体一人ひとりが地球環境の変化を十分に意識した上で、環境負荷を極力抑制し持続可能な社会への転換を図り、地域資源等を活かした地域づくりに向けた新たな取組みを行っていくことが喫緊の課題として求められています。

市では、次に掲げる4項目を環境施策における新たな視点として捉え、「第三次多賀城市環境基本計画」の改定に取り組むこととしました。

《環境施策における新たな「視点」》

視点①

市民、事業者、行政の各主体全てが担い手の意識付け

市民、事業者、行政の各主体全てが当事者であり、それぞれの立場に応じた役割分担を、市のみならず地球環境の保全のための重要な役割を担っていることへの「気づき」を意識付けます。

視点②

近年の新たな課題に対応するための施策設定

九州北部豪雨や令和元年台風第19号を受け、地球温暖化が要因と考えられる近年頻発する大規模な自然災害等に対応するため、「緩和」と「適応」を始めとした「気候変動適応法」に応じた行動する意識を醸成します。

視点③

環境にやさしく健康で心豊かな暮らしへの転換

人・社会・環境に配慮した消費行動の促進などによる「持続可能なライフスタイルと消費への転換」や「食品ロスの削減」、温室効果ガスの削減、健康増進や混雑緩和への貢献などによる「徒歩、自転車、公共の交通機関の利用等による健康寿命の延伸」を推進します。

視点④

自然共生や地域資源を生かした持続可能で魅力ある地域づくり

本市には特別史跡多賀城跡附寺跡や砂押川遊水地、農地、樹林地、雨水ポンプ場を始めとした地域に現存する自然や史跡等の本市特有の様々な資源が存在しています。

本市の宝とも言うべき貴重な資源の適切な管理、グリーンインフラ等の環境インフラなどへの環境配慮とともに、経済・社会的な課題にも対応する考えを本計画により意識付けを図るとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を活用します。

コラム

SDGsって知っていますか?

SDGs

Sustainable Development Goals ~持続可能な開発目標~

SDGs(エスディィージーズ)とは

これは、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。

世界は、貧困、不平等、気候変動など、持続可能な開発※に対する大きな課題に直面しています。

地球の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓い、発展途上国のみならず、全世界的な約束です。

※持続可能な開発とは…未来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発のことを指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



コラム

グリーンインフラとは？

道路・港湾・堤防など、コンクリートによる人工構造物に代表される従来型の社会基盤の総称である「グレーインフラ」に対して、自然環境が有する多様な機能を改めて着目し、従来の愛でて楽しむ「みどり」だけでなく、機能面においても、地域の魅力、居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものを「グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）」と言います。自然には元来、雨の水を溜め、洪水を抑制し、水を綺麗にする機能や、空気の浄化、夏場の温度上昇抑制といった効果もあり、私たちが普段意識しないところで自然の恩恵を受けています。

本市にもグリーンインフラが多く存在していて、史跡と一緒に保存してきた樹林地や、西部地域に広がる水田地帯、砂押川など様々な機能を持ったグリーンインフラがあります。



多賀城廃寺跡と周辺林



砂押川



西部水田地帯

資料：平成31年度多賀城市自然環境調査資料

3 | 目指すべき環境の姿

私たちは恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐことの責務を担っています。その責務を果たすためには、一人ひとりが環境に対する「気づき」を得ていくことが重要です。

本計画では以下の5つの基本目標を設定し、「気づき」を得て行動するための具体的な施策を展開していきます。

基本目標1 「環境保全行動】が自然と実践されるまち

- ・市民、事業者、行政それぞれが環境保全のために必要なことを理解し、日常生活において環境に配慮した行動が当然のように実践されているまちを目指します。
- ・将来を担う子どもへ環境教育が積極的に行われ、「気づき」のサイクルを確立し、市全体が将来にわたって環境配慮行動が自然と実践されるまちを目指します。
- ・市民が自主的に環境配慮行動ができるよう、ボランティア活動など環境情報の提供や環境づくりを目指します。

基本目標2 限りある資源を有効活用する【循環型社会】

- ・市民、事業者、行政それぞれが主体となり、3R(リデュース・リユース・リサイクル)などを実践し、地球の資源が限りあることを理解し、ごみを極力出さない事を前提とした行動でごみが少ないまちづくりを目指します。
- ・ごみが少ないだけではなく、ごみ自体を資源と認識し、再利用・再資源化される仕組み・地域づくりが進んだ循環型社会を目指します。

基本目標3 地球にやさしいエネルギーを利活用する【低炭素社会】

- ・市民、事業者、行政それに省エネルギーの考え方や再生可能エネルギーを利活用する意識が広く普及し、まち全体が地球にやさしいエネルギーを最大限利活用することにより、温室効果ガスを削減させる低炭素社会を目指します。
- ・人、社会、環境に配慮した消費行動である「持続可能なライフスタイルと消費への転換」を目指します。
- ・近年の異常気象による災害に対して、温室効果ガスの排出抑制等による「緩和」を進めつつ、気候変動による被害の回避、軽減のために「適応」していくという考え方により日常からの備える意識を醸成することで、災害に強い回復性や復元性(レジリエンス)を持ったまちづくりを目指します。

基本目標4 快適な【生活環境】の維持推進

- ・市民、事業者、行政が協働して市民一人ひとりが健やかに安心して日常生活を送れるまちづくりを目指します。
- ・市民の日常生活を守るため、法令に基づく環境基準が遵守され、公害が発生しないよう定期的な環境監視を実施していきます。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の対策を行政と地域とが一体となって行い、快適な環境で生活ができるまちを目指します。

基本目標5 史跡群と一体となって保全されてきた【自然共生社会】を次世代へ

- ・自然環境は本市の特徴でもある史跡群と一緒にあって過去から引き継がれており、その特別な自然環境を保全し、未来の世代へ引き継いでいくことを目指します。
- ・生き物・生態系や自然環境の重要性が広く市民に理解され、身近な自然への意識が育まれることを目指します。
- ・地域資源(自然資源、観光資源などのストック資源等)を活用し、社会・経済的課題の総合解決を目指します。